

掲載内容

第1章 家族信託の基礎知識

第1 なぜ今、家族信託なのか

- 1 信託とは
- 2 超高齢社会だからこそ「信託」

第2 信託の仕組みとその特徴

- 1 信託に出てくる立場の違う三者
- 2 三者が二者でもよいのか
- 3 委託者等が複数人である場合
- 4 所有権が移転することの意味

第3 信託の歴史

- 1 信託の起源とは

第4 信託の法的意味

- 1 物権法と債権法
- 2 信託行為は1つの行為か2つの行為か

第5 信託違反とは

- 1 不法行為
- 2 債務不履行
- 3 信託違反は不法行為か債務不履行行為か

第6 信託財産の所有者

- 1 信託財産は誰のモノか
- 2 信託財産は受託者のモノか
- 3 信託財産は受益者のモノか
- 4 信託財産の独立性

第7 委託者は何ができるか

- 1 委託者になれる能力
- 2 委託者のできること
- 3 委託者の地位の移転

第8 受託者は何ができるか

- 1 受託者になれる能力
- 2 受託者のできること
- 3 受託者の義務
- 4 受託者がいなくなったときの措置

第9 受益者は何ができるか

- 1 受益者になれる能力
- 2 受益者のできること
- 3 信託管理人・信託監督人・受益者代理人

第10 他の財産管理との比較

- 1 任意代理・委任・寄託
- 2 成年後見制度
- 3 遺言執行

第11 様々な信託スキーム

- 1 受益者連続型信託
- 2 遺言代用信託
- 3 限定責任信託
- 4 受益証券発行信託
- 5 目的信託

第2章 ケーススタディ

ケース

- 1 施設入居をきっかけに信託を活用した福祉型家族信託のケース
- 2 遺言の変更を機に資産承継を目的とする家族信託を実施したケース
- 3 大規模な自宅の敷地の有効活用事業のために家族信託を選択したケース
- 4 保有遊休地の事業化のために福祉型家族信託を選択したケース
- 5 親譲りの賃貸マンション建替事業に当たり、停止条件付家族信託を企図するケース
- 6 遺言の代用型となる家族信託を活用したケース
- 7 不動産の共有リスク回避策として家族信託を利用したケース
- 8 事業承継における株式信託(自己信託)を利用するケース-税負担が増加する前の対応策として-
- 9 家族信託の活用により相続対策を必要とする家族が話し合いの場を作り出すケース
- 10 相続の開始をきっかけに、長年住み慣れた家を出て行かざるを得なくなった人を参考に家族信託を利用したケース
- 11 賃貸不動産を所有する高齢者の誰もが抱えるリスクを顕在化させてしまったケース-信託を活用していれば回避できたリスク-
- 12 先祖代々引き継いできた家業を今後も継続させるため信託を検討するケース(受益者連続型信託)
- 13 家族信託を利用した福祉型信託を検討するケース-家族信託の限界-

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

ケーススタディにみる

専門家のための 家族信託活用の手引

編集 塩見 哲 & ダンコンサルティング株式会社

著 石垣雄一郎 / 澁井 和夫

財産の最適な承継方法を提案するために！

- ◆超高齢社会を迎え、財産管理・承継の新たな方法としてますます注目される家族信託について、基礎知識と具体的な活用ケースを解説しています。
- ◆【ケーススタディ】では、著者の豊富な経験を基にケースを設定し、相談者と専門家の対話の中から課題と解決策を見いだす形式をとっていますので、実践的な信託活用の理解に役立ちます。
- ◆各種の信託類型に基づく信託契約書等の文例を掲載しています。

A5判・総頁318頁
本体価格 3,400円+税
送料実費



本

webショップからお申し込みいただけます。

新日本法規 Web で 検索

<http://www.sn-hoki.co.jp/shop/>

電子書籍版

eBOOKSTOREからお申し込みいただけます。

新日本法規 で 検索

<http://ebook.e-hoki.com/>

(電子書籍版)
本体価格 2,800円+税

電子書籍版も
発売!!

eBOOKSTORE



※iPhone/iPadはAppStoreより、Android端末はGoogle Playより専用ビューアアプリをダウンロードしてご利用ください。

※パソコン版は、電子書籍データのダウンロードではなく、直接サーバーにアクセスするストリーミング形式になりますので、閲覧時にはインターネットへの接続環境が必要です。

0120-089-339 受付時間/8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
 総務部 〒162-8407 東京都新宿区谷砂土原町2丁目6番地
 札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
 仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区谷砂土原町2丁目6番地
 関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
 大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
 広島支社 〒730-8558 広島市中区橋本町3番22号
 高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
 (2015.2) 508871

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インキ」を使用しています。

創業1948年

新日本法規出版

公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



第8 受託者は何ができるか

1 受託者になれる能力

受託者は、信託成立後の主役です。信託財産の管理・運用・処分について排他的な権限を持ち、受益者のために様々な義務を負いながら信託事務を実行していく役割を果たさなければなりません。信託法において、受託者に関する規定が中心になっていることはこのためです。そこで、受託者には信託事務を遂行できる一定の意思能力、判断力が求められます。信託法7条は受託者の資格について次のとおり定めています。

「信託は、未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人を受託者としてすることができない。」

このように、未成年者、成年被後見人、被保佐人は受託者に求められる一定の能力を具備していない者として、受託者にはなれないとされています。裏を返せば、これに該当しない個人（自然人）は受託者になれる能力があるとされ、法人についても、受託者になれるという制限規定はありません。

2 受託者のできること

受託者は、委託者から信託財産を引き受けて、その所有権の行使を受け、これを裏付けとする排他的な権限を保有します。すなわち受託者は信託財産を所有し、信託財産に関する管理権と処分権を

託29)。これは善管注意義務を任意規定としたものですが、善管注意義務を緩和するような別段の定めをすることは、信託の本旨に照らして考えにくいところ。そうではなく、善管注意義務では包括的な表現にとどまっているので、信託事務の具体的な事項を取り出して、それについて責任の範囲を明示するような内容を別に定めたいとする実務的な要請に応じたものと考えられるのではないのでしょうか。

(2) 忠実義務

「受託者は、受益者のため忠実に信託事務の処理その他の行為をしなければならない。」(信託30)とされていますが、この信託法30条は、受託者は自己の利益のためではなく、受益者の利益のために信託事務の処理その他の行為をすべき義務を負うことに関する一般規定です。

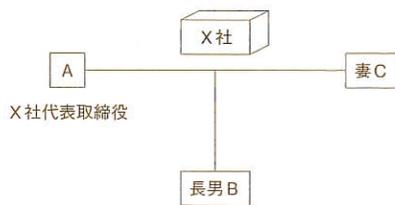
受託者は受益者の利益を害するようなことをしてはならないのだと解釈すると、信託財産を使って自分が利益を享受するようなことをしてはならない(具体的には信託財産の運用・処分の成果から決められた信託報酬しか収受してはならない)ことや、信託財産の運用・処分を得られる成果を固有の財産の運用・処分に置き換えて成果を横取りするようなことをしてはならない(例えば、信託財産である土地を処分するために探索した購入者が当該土地を購入したいとしているのを、受託者固有の土地の購入に誘導するようなことをしてはならない)ことなどが忠実義務の内容と考えられます。後記(3)の利益相反行為も忠実義務違反に当たると解されます。

8 事業承継における株式信託(自己信託)を利用するケース—税負担が増加する前の対応策として—

ケース 非上場の中小企業X社(従業員40名)は特殊加工技術を持つ会社です。同社の経営者A(代表取締役、X社株式を100%保有、全株議決権付き・譲渡制限付き株式)は既存事業の落込みをカバーするため10年前に立ち上げた新規事業に目途が立ち始め、苦しい状況を脱しかけています。

X社の既存事業は国内市場が縮小傾向にあり、海外進出は考えていないため人員整理を含め段階的に事業規模を縮小せざるを得ない状況です。現状では会社全体の繰越欠損金はありますが、新規事業は順調に推移し始めているので、今後利益が増加し、自己資本比率が高まり、有利子負債の減少も見込まれます。そのためAは株価が低い今のうちに後継者のB(Aの長男:Aの子供はBのみ)に対して株式を譲渡又は贈与して税負担を軽減できればと考えています。

一方で現段階において経営者としての実力がようやく備わりかけてはいるものの、経営者の地位を譲るにはもう少し時間が掛りそうなBに対して会社経営の根幹に関わる議決権を与えても



Aの要望

AはBにX社を引き継がせるとき、無計画にBに贈与税や相続税の負担を掛けてBの個人資金を減少させたくありません。なぜなら、中小企業の経営者は会社の資金調達を行う場合、第三者が融資に応じてくれないときは経営者個人の財産に頼らざるを得ないことがあるからです。また、その資金の有無が会社の経営判断や資金繰りに大きな影響をもたらすし、チャンスにもリスクにもなることをAは経験上、知っているからです。そのため、Bにはできるだけ個人財産を蓄えて会社経営において生じ得る様々な状況に備えておいてもらいたいと思っています。

今回Aは、株価計算と相続税計算のシミュレーションは実施しましたが、その後の具体的な実行プランについての考え方が決められないため戦略系コンサルティングを実施している専門家甲に相談してみ

課題の抽出～課題解決策

Aは甲に、Bへの事業承継策についてどのような方法があるのか、事業承継における株式の承継時期や税務についてどう考えればいいのか、前述の状況を説明した上で助言を求めました。以下がそのやり取りです。

- 甲：会社の株価と相続税の計算シミュレーションを実施されたようですね。
- A：はい。この度初めて顧問税理士に依頼して計算してもらいました。現時点では相続税の納税資金は現在の預貯金と生命保険金で間に合いそうです。
- 甲：ひとまずよかったですね。
- A：はい。ただ、決して計画的だったわけではなく、実際に相続税を計算してもらって納税が可能になったことが分かり、少し安心しました。
- 甲：事業承継の第一歩は現状把握ですから、相続税額の把握はその1つとして重要なことですね。
- A：今回、実感としてそう思いました。
- 甲：現状把握をされた後、次をどのように進めていくのかをお考えになっているところということでしょうか。
- A：そういうことです。どのタイミングで息子に事業をバトンタッチするかです。うちの会社は債務超過ではありません

ことになります。一方、受益者はBさんとなっても、議決権はAさんに残されたままです。ここが株式信託の特徴であり、Aさんのケースでのポイントです。

X社株式について、剰余金の配当を受ける権利(会社105①一)と残余財産の分配を受ける権利(会社105①二)は信託の設定により受益権化され、この権利をBさんが受益者として有することになりますが、株主総会における議決権(会社105①三)は引き続きAさんに残り、今までと変わらず、オーナー経営者として会社経営に携われることになります。

そして、BさんのX社事業への貢献により同社の株価が高くなった時点で信託を終了させ、Aさんの議決権はBさんに移ります。

以上によって事業承継は完了し、BさんはAさんを引き継ぎ、X社の経営に全責任を持つ経営者となるのです。

A：なるほど、よく分かりました。それでは、この株式信託を利用することを検討したいと思います。

課題解決のポイント

Aは所有するX社株式に信託を設定して受益権をBに譲渡または与えることにします。この方法によれば、受託者(株式の所有者)であるAが議決権を持つことになり、信託設定後も以前と変

信託契約書例

自己信託設定公正証書(案)

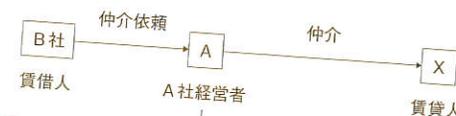
本公正証人は、信託設定者Aの囑託により、次の法律行為に関する陳述の趣旨を録取し、この証書を作成する。

- (信託の設定)
- 第1条 委託者Aは、平成〇〇年〇〇月〇〇日、本証書第2条に記載する目的に従い、第3条記載の財産について、自己を信託の受託者として、受益者のために、当該財産の管理、処分及びその他本信託目的の達成のために必要な行為を行うものとして信託する(以下「本信託」という。)
- (信託の目的)
- 第2条 本信託は、次条記載の財産を信託財産として管理及び処分を行い、X社事業を維持・発展させ、事業承継を円滑に行うことを目的とする。

11 賃貸不動産を所有する高齢者の誰もが抱えるリスクを顕在化させてしまったケース—信託を活用すれば回避できたリスク—

ケース 不動産仲介・管理会社A社を営むAは、以前幹線道路沿いにX(高齢の女性)が所有する駐車場付き店舗用建物(X物件)を大手企業B社(カーディーラー)が賃借(建物賃貸借契約の締結)するときの仲介業務を行い、数年が経過しました。

そんなある日、B社(賃借不動産管理部署)からA社に連絡が入りました。時期的にはまだ先のことでしたが、B社はXとの建物賃貸借契約の更新に当たり、事前に賃料値下げの打診をするため、Xに電話連絡をしたのでした。ところが、B社はXとの連絡がつかず、以前に仲介業務をしてもらったA社を頼って連絡してきたのです。



B社の要望

B社のA社に対する依頼は、Xと連絡をつけて、X物件の賃料値下げ希望を伝えてほしいということでした。AはB社の依頼によりXに対する電話連絡や自宅訪問を試みましたが、Xは不在で連絡が取れなくなっていました。引き続きAはXの行方を捜していたところ、ようやくXに一人息子Yがいることが判明